

第19問 時効取得を登記原因とする所有権の移転の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、Bが所有権の登記名義人である甲土地を占有していたが、甲土地の取得時効の完成前に死亡し、Aの相続人であるCが甲土地の占有を継続して甲土地を時効により取得した場合において、Cが当該時効の起算日より後に出生したときであっても、Cは、時効取得を登記原因として、当該時効の起算日の日付を登記原因の日付とする所有権の移転の登記を申請することができる。

イ Aは、B及びCが所有権の登記名義人である甲土地を時効により取得したが、Bが共有者全員持分全部移転の登記に協力しない場合には、Aは、Cと共同して時効取得を登記原因としてCの持分の移転の登記を申請することはできない。

ウ Aは、Bが所有権の登記名義人である甲土地を時効により取得したが、その時効の起算日より前にBが死亡していた場合には、Aは、甲土地について相続を登記原因とする所有権の移転の登記をすることなく、Bの相続人全員と共同してBからAへの所有権の移転の登記を申請することはできない。

エ Aは、時効の起算日より後にBが死亡し、Bの相続人であるCに相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされている甲土地を時効により取得した場合には、Cへの所有権の移転の登記を抹消した上で、Aは、Bの相続人全員と共同して所有権の移転の登記を申請しなければならない。

オ Aは、Bが所有権の登記名義人である甲土地を時効により取得したが、その後に、BがCに対し、甲土地を贈与しており、贈与を登記原因とするBからCへの所有権の移転の登記がされている場合には、Aは、Cと共同して時効取得を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

ズバリ解説

肢アは出生前の日付を登記原因の日付とする時効取得を原因とする所有権移転の登記、肢イは時効取得を原因とする共有者一人の持分全部移転登記が論点となっています。

問題文が、事例問題であり、かつ、最大5行に及ぶため、一見すると解きづらそうな印象を受けますが、論点としては、いずれも知っているか否かで解答できてしまうものですので、テキストや答練模試で、知識の核となる部分を押さえておくことが大切です。

不登法：05b

第18問

時効取得による所有権の登記

時効取得による所有権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、判決による登記については、考慮しないものとする。

ア A及びBを所有権の登記名義人とする甲土地について、A持分についてのみの時効取得を登記原因とするCへのA持分全部移転の登記を申請することができる。

イ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bの取得時効が完成し、時効の援用の意思表示をした後にBが死亡した場合、Bの相続人Cは、Aと共同して直接AからCへの時効取得を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ 甲土地について、時効の起算日後に出生したAが、時効の完成前に占有者を相続し、その後、取得時効が完成した場合、Aの出生前の日付を登記原因の日付として、時効取得を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

エ 時効取得を登記原因とする所有権の移転の登記の登記原因の日付は、時効期間の満了日である。

オ 未成年者であるAを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aが登記義務者となって時効取得を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合、Aの親権者の同意を証する情報を提供することを要する。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ